

平成29年8月28日開催

新庄市農業委員会第3回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成29年8月）議事録

1. 開催日時 平成29年8月28日（月）9時00分
2. 開催場所 新庄農業基盤管理センター
3. 出席委員（18名）

1番 浅沼 玲子	2番 今田 則雄
3番 丹 茂	4番 星川 吉和
5番 海藤 芳正	6番 笹 行也
7番 鶴巻 浩美	8番 間 真一
9番 須田 雄二	10番 高橋 敏行
11番 齋藤 謙二	12番 清水 哲夫
13番 佐藤 啓右	14番 下山 秀一
15番 星川 豊	16番 三原 康志
18番 指村 貞芳	19番 森 良一
4. 欠席した委員（1名）

17番 佐藤 喜代志

5. 議事日程

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 議事録署名委員及び会議書記指名 |
| 日程第 2 | 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 日程第 4 | 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 日程第 5 | 議案第 6 号 農業振興地域整備計画の変更について |
| 日程第 6 | 議案第 7 号 農用地利用集積計画について |
| 日程第 7 | 報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 8 | 報告第 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について |
| 日程第 9 | 報告第 6 号 農地等の現況に関する裁判所からの照会について |

6. 出席した事務局職員

局 長	三浦 重実	総務主査	鏡 彰広
主 事	三宅 大輔	主 事	渡部 瑞姫

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成 2 9 年度新庄市農業委員会第 3 回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は 1 8 名。欠席通告者は、佐藤喜代志委員であります。従いまして、現在に在任する委員の出席者数が過半数を上回っておりますので、農業委員会法第 2 7 条第 3 項の規定により、本第 3 回総会が成立していることをご宣告申し上げます。

では、会長に議事をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第 1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議がないようですので、議事録署名委員に 1 5 番星川豊委員と 7 番鶴巻浩美委員の

ご両名にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と渡部瑞姫君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番から萩野地区5番までの6件につきまして議案書に基づきご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。ご審議の程何卒よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果についてご報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○6番

議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番についてご報告申し上げます。調査日は8月22日です。持ち主である△△△△△さんが、新庄から転居されるということで、隣接に農地がある△△△△△さんの方に農地をお願いするという形での、贈与での所有権移転となります。数年荒れていた農地ですが、この贈与の話があったからは、△△△△△さんが耕して農地が正常な状態になっているということで、問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

それでは、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○3番

農地法第3条の規定による許可申請について、萩野地区1番。8月22日に聞き取り調査いたしまして、経営移譲のための家族間での使用貸借権の設定でありますので、何の問題もないと判断いたしました。以上です。

○議長

それでは、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○3番

この件も、8月22日に聞き取り調査いたしまして、経営移譲のための同一世帯、家族間の使用貸借権の設定でありますので、何の問題もないと判断いたしました。

○議長

それでは、萩野地区3番について調査報告をお願いします。

○3番

この件も、8月22日に聞き取り調査いたしまして、同一世帯、家族間の経営移譲のための使用貸借権の設定でありますので、なんら問題ないと判断いたしました。

○議長

それでは、萩野地区4番について調査報告をお願いします。

○3番

萩野地区4番について、この件も8月22日に聞き取り調査しまして、経営移譲のための賃借権の設定でありますので、問題ないと判断いたしております。

○議長

それでは、萩野地区5番について調査報告をお願いします。

○3番

この件も8月22日に聞き取り調査いたしまして、経営移譲のための賃借権の設定でありますので、問題ないと判断いたしました。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

○15番

事務局にお聞きいたします。2ページの2番ですね。△△△△△さんの件で、台帳が山林となっていて、現況が田んぼになっているやつがありますね。下から5行目ですね。これについてちょっとお聞きしたいのですが、農業委員会は現況主義で田んぼになっているならいいのですが、税制上とかは問題ないですか。

○事務局

課税の方で言いますと、台帳地目が山林、今回現況地目が田んぼと言う事なのですが、固定資産税の課税につきましては、現況課税なのでこれは山林課税ではなくて、農地の課税になります。それから不動産取得税ですとか、そう言ったところも現況でもって判断するので、基本的には固定資産税の現況地目の方が優先されて、それぞれの地目で課税的には処理されるのかなと思われまいます。国税とか県税につきましては、最終判断はそれぞれの国だったり県だったりするものですから、市町村段階ではこれにつきましては農地として

やっております。そう言った形になります。

○15番

買入れの問題とかはわからないのですが、これはこのままが正規の状態とは私は考えられないのだけれども、もし今後何かの機会で上がってくるような事があったら、現況に直していくべきなのではないかなと感じるのですが、その辺はいかがですか。指導とか。

○事務局

登記簿を直すか直さないかというのは、最終的には当事者の判断になってくるので、こちらの方でそこまで踏み込んで指導したら良いのかどうかというのは、ちょっとこれから検討していきたいと思います。

○15番

検討していくのですね。

○事務局

基本的には地目変更は本人申請で、法務局の方に行くものですから、直接的にはうちの方でそこまで指導する権限があるのかどうかというのは、少し疑問に思う所があるので考えたいということです。

○15番

あのですね、なんだかちょっと引っかかる所があるんですよ。これからの行政でこのままにして行くと。こういったものも検討してね、やっぱり市内の農地だってそうですし、建物が建っている所を現況と合うようにしている状況があるものですから、その辺を検討して、あまり現況と違っている事が出てこない方法を考えていかなければならないのかなと思っているわけでありまして。以上です。

○事務局長

検討と言う事で私の考え方なのですが、こちらの方は、私達は農地法を基に農地を審査していただいています。今回は、農地の移動なので、3条申請と言う事で提案させていただいています。これに関して、登記上は山林だろうが、宅地だろうが、どちらかいずれかが農地の地目であれば農地法の中で判断をしなくてはなりません。これが決まりです。星川委員がおっしゃるように、私達をご本人に対して、「登記地目を宅地に変えなさい」ということは言えません。

これは、登記は自分の意思で自分の財産を守るために本人がやる事です。そちらの方は、登記法に該当します。ですから、そちらの法に対して農業委員からそう言われたというのは、誤解を招く恐れがあると私は判断いたします。

ですから、皆さんの口からも、私達からも、「登記と現況が違くと後でから大変になるよ」と言うくらいはできるかもしれませんが、検討したからといって、「変えなさい」、「変えなければならぬ」という指導は、今のところ法律上はできないと解釈して考えています。

ですから、やんわりと皆で、「いい方向に持っていきましょう」「相続だって登記変えた方がよい」「後でわかんなくなるよ」という風な感じでのやんわりとしたお話はできるかもしれませんが、「しなさい」となると、農業委員会から言われたとなると、別の法律に私達が足を踏み入れてしまいますので、なかなか難しいという事を先ずご理解いただきたいと思います。

○15番

あのですね、補助金とかそういったものに絡んで来た時に、またややこしくなる可能性が。今局長が言った事はわかるんだけど、そういったことで色々変わるのでね、制度とかそういったものが。そうすると、現況をなんか畑とか田んぼに勝手に変えてね、そして補助金をもらえる状況になってくるとか、その辺も危惧されるんだよね。局長が言った意味はわかります。そういう風な事で影響が出てこないのであれば私は、それで結構だと思えますけれども、今までの経過からみるとすんなりしないなと言う感じもしないわけではないので、その辺のところは何かの機会があった時に、個別にあとでからまたお話をさせていただきます。以上です。

○議長

他に質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に日程第3、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案書に基づきご説明申し

上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

ご審議の程よろしくお願ひします。

○議長

はい。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○5番

議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について、稲舟地区1番につきまして、8月18日に現地確認と聞き取り調査を行いました。△△△△△さんは現在、家を建替えをしているんですけども、その時点で発見したということで、今回の申請になりましたのでよろしくお願ひします。

○議長

はい、どうもご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

ないようですので、それでは、お諮りいたします。議案第4号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について、議案書に基づきご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議長

はい。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果についてご報告をお願いします。それでは新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○16番

議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1番。8月21日に現地調査並びに聞き取り調査を実施した結果、事由は詳細のとおりであり、問題なしと判断しましたので、よろしくお願いします。

○議長

それでは、新庄地区2番について、調査報告をお願いします。

○19番

新庄地区2番について報告いたします。8月22日に現地調査並びに聞き取り調査を実施したところ、事務局の説明どおり適正であるため、問題ないと判断しましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、どうもご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

ないようですので、それでは、お諮りいたします。議案第5号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第5、議案第6号農業振興地域整備計画の変更についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第6号、農業振興地域整備計画の変更について、ご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

はい。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果についてご報告をお願いします。それでは萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○11番

農業振興地域整備計画の変更について、8月20日に調査確認しました。申請地は個人の所有地であり、搬入道路になる黒沢部落と、関係者の了承を得ています。問題ないと判断しましたので、よろしくお願いします。また、周りの影響として、草刈、害虫対策を徹底するよう事務局から業者さんへお願いするようにして下さい。よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第6号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第6号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第6、議案第7号農用地利用集積計画についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第7号、農用地利用集積計画について、萩野地区1番から5番までの5件につきまして、議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上5件につきまして、ご提案申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。只今事務局より説明のあった、賃借

権の移転4件、賃借権の設定1件について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第7号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第7号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決決定されました。

それでは報告案件に入ります。日程第7、報告第4号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から八向地区1番までの7件につきまして、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第4号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第4号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に日程第8、報告第5号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。

事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

報告第5号、農地法第18条第6項の規定による通知について、萩野地区1番から萩野地区3番までの3件につきまして、議案書に基づきご報告申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第5号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第5号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案の通り可決承認されました。

○議長

続きまして、日程第9、報告第6号農地等の現況に関する裁判所からの照会についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

報告第6号農地等の現況に関する裁判所からの照会について、八向地区1件ご報告申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第6号農地等の現況に関する裁判所からの照会について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第6号農地等の現況に関する裁判所からの照会については、原案の通り可決承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これにて、新庄市農業委員会第3回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成29年8月28日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 鶴巻 浩美

議事録署名委員 星川 豊